

(平成27年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 12 件

厚生年金関係 12 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月25日は15万2,000円、16年2月25日は22万円、同年8月25日は32万9,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び平成20年にA社から提出された元従業員に係る賃金台帳から、申立人は、申立期間に賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額（申立期間①は15万2,000円、申立期間②は22万円、申立期間③は32万9,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賞与の支給日については、前述の賃金台帳に記されている支給日から、申立期間①は平成15年8月25日、申立期間②は16年2月25日、申立期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履

行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、同社の元代表清算人は、申立期間当時の貸金台帳は既に無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15320

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月25日は5万円、16年2月25日は8万2,000円、同年8月25日は3万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月
④ 平成17年8月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①から④までに係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る賃金関係資料及び同人の回答から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、前述の賃金関係資料に記されている賞与額及び当該資料により算出される厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、前述の賃金関係資料に記されている社会保険料の合計額、前述の元代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分源泉

徴収票、A社から20年に提出された元従業員に係る賃金台帳及び元従業員から提出された給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の各資料により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は5万円、申立期間②は8万2,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①、②及び③に係る賞与の支給日については、前述の賃金台帳に記されている支給日から、申立期間①は平成15年8月25日、申立期間②は16年2月25日、申立期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間①、②及び③の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、前述の元代表清算人は、申立期間当時の資料は既に無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間④について、前述の元代表清算人は、「資料を確認したが、申立人に対して、当該期間に係る賞与は支給していない。」旨回答している。

また、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る加入記録において、申立期間④に係る賞与の記録は無い。

このほか、申立期間④について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15321

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月25日は8万7,000円、16年2月25日は24万1,000円、同年8月25日は9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る賃金関係資料及び同人の回答から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、前述の賃金関係資料に記されている賞与額及び当該資料により算出される厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、前述の賃金関係資料に記されている社会保険料の合計額、前述の元代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分源泉徴収票、A社から20年に提出された元従業員に係る賃金台帳及び元従業員か

ら提出された給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の各資料により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万7,000円、申立期間②は24万1,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①、②及び③に係る賞与の支給日については、前述の賃金台帳に記されている支給日から、申立期間①は平成15年8月25日、申立期間②は16年2月25日、申立期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、前述の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は既に無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 15322

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成15年8月25日は2万5,000円、16年2月25日は13万8,000円、同年8月25日は5万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る賃金関係資料及び同人の回答から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、前述の賃金関係資料に記されている賞与額及び当該資料により算出される厚生年金保険料控除額から、5万7,000円とすることが妥当である。

申立期間①及び②について、前述の賃金関係資料に記されている社会保険料の合計額、前述の元代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分源泉徴収票、A社から20年に提出された元従業員に係る賃金台帳及び元従業員か

ら提出された給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の各資料により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年8月25日は2万5,000円、16年2月25日は13万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、前述の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は既に無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年2月25日及び同年8月25日は、いずれも6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る賃金関係資料及び同人の回答から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、前述の賃金関係資料に記されている賞与額及び当該資料により算出される厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、前述の賃金関係資料に記されている社会保険料の合計額、前述の元代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分源泉徴収票、A社から20年に提出された元従業員に係る賃金台帳及び元従業員から提出さ

れた給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の各資料により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②及び③に係る賞与の支給日については、前述の賃金台帳に記されている支給日から、申立期間②は平成16年2月25日、申立期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、前述の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は既に無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A社は、前述のとおり既に解散している上、前述の元代表清算人は、「現存する資料では、申立人の申立期間①に係る賞与の支給状況及び厚生年金保険料控除額について確認できない。」旨回答している。

また、前述の賃金関係資料に記されている社会保険料の合計額は、申立期間①、②及び③に係る合計額であるところ、当該合計額から、前述のとおり推認できる申立期間②及び③に係る社会保険料控除額を差し引くと、残額が0円となることから、申立期間①について、社会保険料が控除されていたことはいかなる理由も示さない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る加入記録において、申立期間①に係る賞与の記録は無い。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 15324

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年2月25日は3万2,000円、同年8月25日は5万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成16年2月
③ 平成16年8月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いことが分かった。

当該期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る賃金関係資料及び同人の回答から、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、前述の賃金関係資料に記されている賞与額及び当該資料により算出される厚生年金保険料控除額から、5万3,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、前述の賃金関係資料に記されている社会保険料の合計額、前述の元代表清算人から提出された申立人に係る平成16年分源泉徴収票、A社から20年に提出された元従業員に係る賃金台帳及び元従業員から提出さ

れた給与明細書に基づき算出される当該期間に係る厚生年金保険料額から推認できる賞与額は、申立人が主張する賞与額とおおむね符合していることなどから総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、申立人の主張並びに前述の各資料により推認される賞与額及び厚生年金保険料控除額から、3万2,000円とすることが妥当である。

さらに、申立期間②及び③に係る賞与の支給日については、前述の賃金台帳に記されている支給日から、申立期間②は平成16年2月25日、申立期間③は同年8月25日とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年に解散し、23年に清算終了している上、前述の元代表清算人は、申立期間当時の賃金台帳は既に無く、事情は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A社は、前述のとおり既に解散している上、前述の元代表清算人は、「現存する資料では、申立人の申立期間①に係る賞与の支給状況及び厚生年金保険料控除額について確認できない。」旨回答している。

また、前述の賃金関係資料に記されている社会保険料の合計額は、申立期間①、②及び③に係る合計額であるところ、当該合計額から、前述のとおり推認できる申立期間②及び③に係る社会保険料控除額を差し引くと、残額が0円となることから、申立期間①について、社会保険料が控除されていたことはいかなる理由も示さない。

さらに、A社が加入していたB健康保険組合から提出された申立人に係る加入記録において申立期間①に係る賞与の記録は無い。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年7月23日及び同年12月20日は17万9,000円、19年7月25日は19万2,000円及び同年12月20日は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月23日
② 平成16年12月20日
③ 平成19年7月25日
④ 平成19年12月20日

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与及び賞与の振込口座に係る預金通帳、複数の元同僚から提出された給与明細書及び賞与明細書、複数の元同僚の陳述並びにB市から提出された申立人に係る平成19年分の給与支払報告書から判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④について、それぞれ賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の各資料における支給額及び保険料控除の状況等を基に算出される申立人の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年7月23日及び同年12月20日は17万9,000円、19

年7月25日は19万2,000円及び同年12月20日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、回答が得られず、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、22年7月8日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年12月1日から21年1月1日までは100円、同年1月1日から22年7月8日までは、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から22年7月8日まで

亡夫の厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、A社B支社における被保険者記録が見付かったが、当該記録の資格喪失日が確認できないことから、亡夫の年金記録に統合できない旨の回答を受けた。

亡夫が生前にA社から提供され保管していた社員退社承認申請書によると、亡夫は同社B支社に、昭和20年12月1日に入社し、22年7月7日に退職した旨が記されているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立者から提出された社員退社承認申請書、A社の回答及び同社から提出された申立人に係る人事記録から判断すると、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

一方、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）を見ると、A社B支社において昭和20年12月1日に被保険者資格を取得しているものの、資格喪失日は空欄となっており、「全期間に対応する名簿ナシ

32.1.18 認定」と記されている上、同社B支社における当該記録に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も見当たらない。

また、前述の旧台帳に記されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票を見ると、被保険者氏名欄には、申立人とは別人の氏名が記されており、当該記号番号は重複して払い出されていることがうかがえる上、A社B支社に係る現存する健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者台帳記号番号が重複する者が確認できるほか、同社B支社において厚生年金保険被保険者資格を取得している者に係る旧台帳を見ると、申立人と同様に資格喪失日が記されていない者が散見されることなどから、社会保険事務所（当時）における同社に係る年金記録の管理が適切ではなかったことがうかがえる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和20年12月1日、喪失日は22年7月8日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年12月1日から21年1月1日までは前述の旧台帳における申立人の標準報酬月額の記録から100円、同年1月1日から22年7月8日までは厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に基づき1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成3年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月21日から同年3月1日まで

私は、平成元年9月にA社に入社し、同社及び同社の関連会社であるC社において5年12月まで継続して勤務したが、年金事務所から送付された「第三者委員会によるあっせん事案における同僚へのお知らせ文書」により、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間において、A社及びC社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の元同僚は、「申立期間当時のA社及びC社の代表取締役は親子であった。申立人については、申立期間の前後を通じて、勤務形態や給与処遇に変化は無く、継続して勤務していた。」旨陳述しており、当該両社に係る商業登記簿謄本を見ると、役員が重複していることが確認でき、申立期間当時のA社の代表取締役は、「申立期間当時、両社は同一グループ会社であり、申立期間の年金記録については、申立人が従事していたA社の業務をC社に移管したことに伴う転籍により、空白が生じたものである。申立期間に係る厚生年金保険料は継続して給与から控除していたと思われる。」旨回答しているところ、事業所名簿によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成3

年3月1日であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成3年1月の社会保険事務所（当時）の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録におけるA社の資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である平成3年2月21日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日（離職日の翌日）を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和33年8月1日に、資格喪失日に係る記録を34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。申立期間も退職することなく継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同じ期間が未加入となっている者が申立人を含め66人確認できるところ、B社は、「当初、当社の従業員は全員、D本社（社会保険の適用事業所名は、A社）において厚生年金保険に加入させていたところ、申立期間当時に、C支店を新たに厚生年金保険の適用事業所として独立させることになり、同支店在籍者については、D本社における被保険者資格を喪失させた。その際、担当者の事務過誤により、申立人を含む複数の従業員の被保険者期間に空白期間ができてしまった。しかし、当該期間も、当該従業員の給与から継続して厚生年金保険料を控除していた。」旨回答している。

さらに、前述の66人のうち、2人が保管している申立期間のうちの一部の期間に係る給料明細書を見ると、いずれにおいても厚生年金保険料が控除され

ていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、申立人について、申立期間直前の昭和 31 年 9 月 10 日から 33 年 8 月 1 日までの期間は A 社における被保険者期間となっていたが、当該期間に係る脱退手当金が支給されていることから、申立人の同社における資格取得日を同年 8 月 1 日に、資格喪失日を 34 年 9 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 33 年 7 月の社会保険事務所(当時)の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届出したことを認めていることから、事業主が昭和 33 年 8 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 34 年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 26 日から 58 年 4 月 29 日まで
私は、A社に、前職と同額相当の給与手取額を支給するという条件で転職したので、申立期間の給与手取額は、前職とほぼ同額であったが、標準報酬月額の記録は、前職の退職時よりも低いので、記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私のA社における給与手取額は前職とほぼ同額であったにもかかわらず、標準報酬月額の記録は、前職の退職時よりも低い記録となっている。」と主張している。

しかし、A社は既に解散している上、元事業主の妻は、「会社は既に無くなっており、当時の書類も保管していない上、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る給与支払額及び厚生年金保険料控除額等について不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において、厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 19 人のうち、所在が確認できた 7 人に自身の標準報酬月額の状況について照会したところ、回答があった 1 人は、「私の標準報酬月額の記録はおおむね正しいが、給与事務及び厚生年金保険料については分からない。」旨陳述している。

さらに、前述の被保険者名簿によると、前述の元従業員 19 人の申立期間に係る標準報酬月額において、申立人のみが低額である状況は見られない上、申立人の標準報酬月額が訂正されているなどの不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。